

西村あさひ法律事務所

ビジネスと人権：日本政府人権 DD ガイドライン 詳説(5)
— 負の影響の特定・評価 —

企業法務ニューズレター

2023 年 1 月 5 日号

執筆者：

E-mail☒ [田代 夕貴](#)E-mail☒ [加藤 由美子](#)

監修者：

E-mail☒ [森田 多恵子](#)E-mail☒ [根本 剛史](#)

1. はじめに

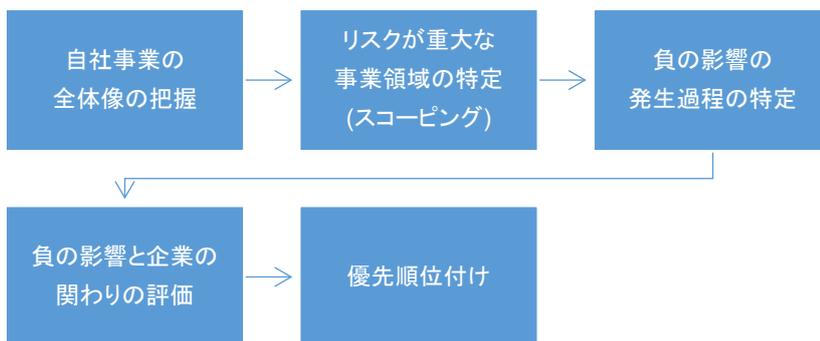
昨年 9 月 13 日に日本政府が策定した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」¹ 詳説第 5 回の本号では、第 4 回で解説した「負の影響」の具体的な特定・評価の方法(本ガイドライン 4.1)について解説します。人権への「負の影響」の特定・評価の方法を理解することは、企業が具体的に負の影響に対処していく上で欠かすことのできない対応となります。

2. 負の影響の特定・評価(4.1)

(1) 負の影響の特定・評価の具体的なプロセス

人権 DD は、①企業の事業、サプライチェーン及びビジネス上の関係における負の影響を特定・評価し(本ガイドライン 4.1)、②負の影響を停止、防止及び軽減し(本ガイドライン 4.2)、③実施状況を追跡調査して評価し(本ガイドライン 4.3)、④負の影響にどのように対処したかを伝え(本ガイドライン 4.4)、⑤必要に応じ負の影響に対する是正措置等を行う(本ガイドライン 5)という一連のプロセスにより行われます(OECD ガイダンス 21 頁参照)。本稿では、このうち①に関して詳説します。

人権 DD の第一歩は、企業が関与している、又は、関与し得る人権への負の影響を特定し、評価することです(本ガイドライン 4.1)。本ガイドライン及び国際規範上の要請を具体的なプロセスに落とし込んだ場合、負の影響の特定・評価の具体的なプロセスは例えば以下ようになります。



まず、負の影響の特定・評価の前提として、自社のサプライチェーンの構造や、自社製品・サービスの利用主体・用途などの事

¹ 原文は[こちら](#)です。本稿で引用されている項目番号は、ことわりのない限り、本ガイドラインの項目番号です。本ニューズレターは連載企画であり、第 1 回(ガイドライン策定の経緯等、人権尊重の取組の全体像)は[こちら](#)、第 2 回(人権尊重の意義、人権の範囲、人権尊重の取組にあたっての考え方)は[こちら](#)、第 3 回(人権方針の策定及び事業への組込)は[こちら](#)、第 4 回(負の影響の範囲)は[こちら](#)からご覧いただけます。

業全般の構造、自社の事業の全体像を概略的に把握します(本ガイドライン 4.1.1、OECD ガイダンス Q19 コラム 4)。その後、初期的な優先順位付けを行うために、人権への負の影響が生じる可能性が高く、リスクが重大であると考えられる事業領域を特定(スコーピング)します(本ガイドライン 4.1.1(a)、OECD ガイダンス 2.1)。特定されたリスクが重大な事業領域を出発点として、人権への負の影響をより具体的に特定するために、徐々に掘り下げながら、優先度の高い事業領域、サプライヤー及びその他のビジネス上の関係先に対するリスクを特定していきます(本ガイドライン 4.1.1(b)、OECD ガイダンス 2.2)。その後、適切な対応方法を決定するため、特定された実際の又は潜在的な負の影響を企業が①引き起こす場合(cause)、②助長する場合(contribute)、③直接関連する場合(directly linked)のいずれに該当するのかを評価します(本ガイドライン 4.1.1(c)、OECD ガイダンス 2.3)。負の影響への対処に際しても、優先順位付けを行い、深刻度の高い人権への負の影響から対処していきます(本ガイドライン 4.1.1(d)、OECD ガイダンス 2.4)。企業の負の影響に対する関与類型ごとの対処の方法については、本連載第 6 回で説明します。

(2) 負の影響の特定・評価プロセスの留意点や方法

ア 負の影響の特定・評価の留意点

国連指導原則や本ガイドラインでは、負の影響の特定・評価プロセスに際し、①人権 DD のプロセスは、継続的な影響評価のプロセスであることに留意すべきこと、②脆弱な立場にあるステークホルダーに着目することの二点の重要性を強調しています(国連指導原則 17(c)、18(b)、18 解説、本ガイドライン 4.1.2.1、4.1.2.2)。

① 継続的な影響評価のプロセスであること

①の「継続性」とは、人権への影響評価は、定期的に繰り返し、かつ徐々に掘り下げながら行うべきということです。各社において、例えば 1 年ごとなどの期間を定めて人権への影響評価の見直しを行うとともに、下記のような場合には非定期的な評価を実施することも必要です(本ガイドライン 4.1.2.1)。

- (a) 新たな事業活動を行おうとし又は新たな取引関係に入ろうとする場合²
- (b) 事業における重要な決定又は変更(例：市場への参入、新製品の発売、方針変更、又は事業の大幅な変更)を行おうとする場合
- (c) 事業環境の変化(例：社会不安の高まりによる治安の悪化)が生じていたり予見されたりする場合

② 脆弱な立場にあるステークホルダーに着目すること

ステークホルダー、特に脆弱な立場にあるステークホルダーへの着目は、負の影響の特定・評価に限らず、人権尊重の取組全体にわたって重要な事項であり、この重要性は本ガイドラインでたびたび強調されています(本ガイドライン 2.1.2.3、2.2.3、4.1.2.2 等)、負の影響の特定・評価に当たっても極めて重要な視点になります。脆弱な立場に置かれ得る個人、すなわち、社会的に弱い立場に置かれ又は排除されるリスクが高くなり得る集団や民族に属する個人はより深刻な負の影響を受けやすいため、特段の注意を払う必要があります(国連指導原則 18 解説、本ガイドライン 4.1.2.2)。

「脆弱な立場」は個別具体的に検討する必要があるが、これらの例に限られるものではございませんが、本ガイドラインは、脆弱な立場にある者の例として、外国人、女性や子ども、障害者、先住民族、民族的又は種族的、宗教的、及び言語的少数者等をあげています(本ガイドライン 4.1.2.2)。その他、性的嗜好・性自認や社会的出自により少数者になることで、脆弱な立場に陥ることも考えられます。これらの属性は重複することがあり(例：外国人の女性)、その場合には脆弱性がさらに強まり得ます(本ガイドライン

² なお、非定期的な影響評価として、いわゆる M&A(企業の合併・買収)を行うような場合にも影響評価を実施すべきですが(本ガイドライン脚注 61)、その影響評価の方法は、M&A を実施する際に通常行うビジネス、法務、財務、税務等の観点からの調査とは、調査の対象とする範囲(例えば、対象会社のみでなく対象会社のサプライチェーンや事業活動が影響を及ぼす地域コミュニティ等、事業が影響を及ぼす範囲全般を対象とする)、依拠すべき規範(各国法のみでなく、国際的に認められた人権基準を満たしているかを確認する)等に関して大きく異なることに留意すべきです(詳細は、弊所 [M&A ニュースレター2020 年 9 月 29 日号](#)(I. M&A におけるビジネスと人権への対応—人権デュー・ディリジェンス(人権 DD)を中心に—(根本剛史、吉原博紀、池田将樹))を参照)。

4.1.2.2)。

各ステークホルダーがどのような観点から脆弱性を有するか、それに対して企業がどのように対応するかを初期的に検討するためには、以下のような資料も参考になります³。

主体	発行主体	指針となる資料
外国人	Institute for Human Rights and Business(IHRB)	尊厳ある移民のためのダッカ原則 外国人労働者の募集、雇用、契約終了までの過程において、外国人労働者の尊厳を守るために重要な原則を示したもの
	国際労働機関(ILO)	公正な人材募集・斡旋に関する一般原則及び実務指針ならびに募集・斡旋手数料及び関連費用の定義 主に国際労働基準を基礎として導き出される公正な人材募集・斡旋に関する関係者の取組みのための指針
女性	国連グローバル・コンパクト、国連婦人開発基金(現 UN Women)	女性のエンパワーメント原則(WEPs) 企業がジェンダー平等を経営の核に位置付け、自主的に取り組むための7原則を提示
	国連人権及び多国籍企業並びにその他の企業の問題に関する作業部会	Gender dimensions of the Guiding Principles on Business and Human Rights 国連指導原則の実行の際にどのようにジェンダーの視点を組み込むかを解説した報告書
LGBT&I (性的嗜好・性自認に関する少数者)	国連人権高等弁務官事務所	STANDARDS OF CONDUCT FOR BUSINESS: Tackling Discrimination against Lesbian, Gay, Bi, Trans, & Intersex People 性的嗜好・性自認に関する差別を解消するために企業が行うべき5指針を提示
子ども	国連グローバル・コンパクト、UNICEF、セーブ・ザ・チルドレン	子どもの権利とビジネス原則 子どもの権利を守るために企業が行うべき10原則を提示
先住民族	国連総会(第61会期採択、国連文書 A/RES/61/295 付属文書)	先住民族の権利に関する国際連合宣言 2007年に採択された先住民族の権利に関する原則。ビジネスの文脈でも参考になり、例えば先住民族の転住に関して、関係する先住民族の自由で事前の情報に基づく合意(FPIC: Free, Prior and Informed Consent)が必要であると言及(宣言10条、本ガイドライン脚注65も参照)

イ 負の影響の特定・評価の方法

本ガイドラインでは、企業活動全体を念頭に置きつつ、初期的な優先順位付けを行うために、人権への負の影響が生じる可能性が高く、リスクが重大であると考えられる事業領域を特定(スコーピング)するための視点(本ガイドライン 4.1.1)と、スコーピング後、特定されたリスクが重大な事業領域を出発点として、人権への負の影響をより具体的に特定するために、徐々に掘り下げながら、優先度の高い事業領域、サプライヤー及びその他のビジネス上の関係先に対するリスクを特定する方法を解説しています(本ガイドライン 4.1.2.3)。また、紛争等の影響を受ける地域における考慮についても解説しています(本ガイドライン 4.1.2.4)。詳細は次のとおりです。

① スコーピングのための視点(本ガイドライン 4.1.1)

事業領域の特定に当たっては、セクター、製品、地域及び企業固有リスク要素という4つの視点を持ちながら、人権への深刻な負の影響がより発生しやすい分野や領域を特定することになります。各リスク要素の概要は以下のとおりです。

³ これらの資料のうちいくつかは本ガイドライン脚注63~66でも紹介されています。

リスクの種類	概要
セクターのリスク	産業としての特徴、活動、製品及び製造工程に起因するリスク
製品・サービスのリスク	特定の製品・サービスの開発又は利用における材料や開発・製造工程に関連するリスク
地理的リスク	製造等を行っている国の状況。例えば、ガバナンス(例: 監督機関の強さ、法の支配、汚職の程度)、社会経済状況(例: 貧困率及び就学率)等
企業固有のリスク	特定の企業に関連するもの。例えば、サプライチェーン上の企業について、過去に人権尊重に関する不適切な行動状況を把握している場合等

リスクの初期的特定の際には、例えば以下のような資料が参考になります⁴。

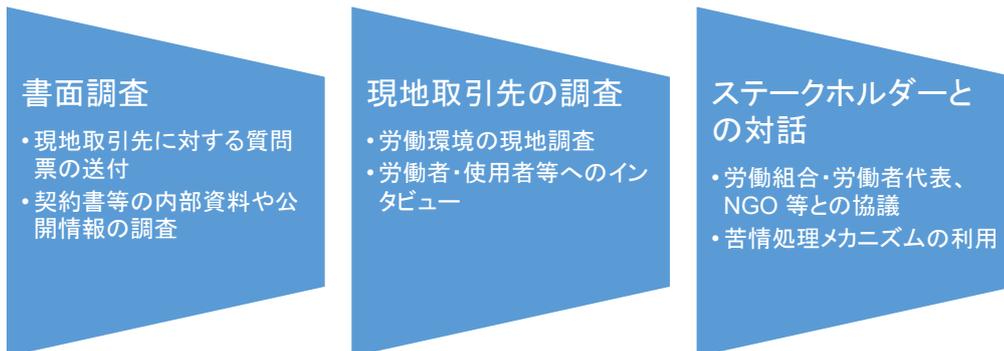
リスク要因	参考資料
一般	<p><国別、製品別のリスク特定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Responsible Sourcing Tool(米国国務省、Verité 等) <p><会社ごとの人権侵害事例等を検索できるデータベース></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ビジネスと人権リソースセンターデータベース
セクター・製品のリスク	<p><繊維産業関連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OECD 衣類・履物セクターにおける責任あるサプライチェーンのためのデュー・デリジェンス・ガイダンス(OECD) ・ 繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン(ILO、日本繊維産業連盟) <p><鉱物関連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・デリジェンス・ガイダンス 第三版(OECD) ・ Practical actions for companies to identify and address the worst forms of child labour in mineral supply chains(OECD) ・ OECD Due Diligence Guidance for Meaningful Stakeholder Engagement in the Extractive Sector(OECD) <p><農作物関連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 責任ある農業サプライチェーンのための OECD-FAO ガイダンス(OECD/FAO) <p><金融関連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Human Rights Guidance Tool for the Financial Sector(UNEP FI) ・ 責任ある企業融資と証券引受のためのデュー・デリジェンス OECD 多国籍企業行動指針を実施する銀行等のための主な考慮事項(OECD) ・ 機関投資家の責任ある企業行動 OECD 多国籍企業行動指針に基づくデュー・デリジェンスに関して考慮すべき重要な事項(OECD)
地理的リスク	<p><各国ごとの人権状況一般></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国・地域リスト(OHCHR) <p><各国ごとの児童労働等の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Ending child labour, forced labour and human trafficking in global supply chains(ILO 等) ・ Children's Rights and Business Atlas(UNICEF 等) <p><各国ごとの紛争地域と紛争地域におけるリスクの概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Indicative, non exhaustive list of Conflict-Affected and High-Risk Areas(EU)

⁴ これらの資料のうちいくつかは本ガイドライン脚注 51～60 で紹介されています。

本ガイドラインでは、ステークホルダーエンゲージメントの重要性が強調されています(本ガイドライン 2.1.2.3、2.2.3 等)、負の影響の特定・評価にあたっては同様です。実務上も、ステークホルダーエンゲージメントの重要性に鑑み、優先課題設定の際に NGO やその他人権専門家の助言を受ける事例が存在します⁵。

② 負の影響を特定・評価するための方法

本ガイドライン上、スコーピング後、人権への負の影響をより具体的に特定するために、負の影響の特定・評価の前提となる関連情報を収集する手段としては、以下の手法が提案されています(本ガイドライン 4.1.2.3)。



どのような方法が適切かは、収集する情報の種類等を踏まえて判断されることとなりますが、本ガイドライン上、企業が人権への負の影響を正確に理解する手段として、**企業は潜在的に負の影響を受けるステークホルダーと直接対話することに努めるべきであり、そのような対話が可能ではない状況においては、信頼できる独立した専門家との対話等、適切な代替策を考えるべきである**とされていることに留意すべきです(本ガイドライン 4.1.2.3、脚注 69)⁶。

③ 紛争等の影響を受ける地域における考慮

最後に、本ガイドラインでは、負の影響を特定・評価するプロセスに関連し、紛争等の影響を受ける地域において特別な考慮が必要であることを明示しています。企業が深刻な人権侵害に関与してしまうリスクは、武力紛争やその他の暴力が蔓延している状況において特に高くなるため、このような状況下においては、企業は人権 DD を強化する必要があります(本ガイドライン 4.1.2.4)。また、本ガイドラインでは、地域に影響を与える力を持ち、人権侵害を行う可能性が高い紛争等の当事者自身が、その地域において様々な活動に関与していることから、自社の事業活動と紛争等の当事者の活動が密接に関連しているかどうかの判断がより困難になり、その結果、通常どおり企業活動を行っていても意図せず紛争等に加担してしまう可能性が高まることも指摘されています(本ガイドライン 4.1.2.4(b))。人権 DD の強化に関して、本ガイドラインでは、例えば以下のような事例があげられています。

- ✓ 紛争等の影響を受ける地域において現地企業と合併事業を実施していたが、強化された人権 DD を実施した結果、その現地企業が、広範に市民に対して武力を行使して人権侵害を行っている反政府組織と密接な関係にあり、合併事業の収益がその反政府組織による人権侵害行為の大きな資金源になっていることが判明したため、撤退によるステークホル

⁵ [ANA の事例](#)(15 頁。各部門等へのインタビュー調査を実施、人権テーマを絞り込み、絞り込んだ人権テーマに対して、人権専門家からのアドバイスを取得。そのうえで、ANA グループとして今後重点的にリスク発生の防止と対応に取り組んでいく人権テーマ(ならびに国・地域)を取締役会の承認を得て特定。)、[三菱地所の事例](#)(人権 DD への取組の項目。専門のコンサルタントや弁護士に依頼し、人権リスクを把握するための机上調査を行い、優先的に取り組む人権課題を特定。)

⁶ 情報収集の具体的な方法及びその性質や長短に関する詳細な解説・分析として、弊所[企業法務ニューズレター2021年8月5日号](#)(サステナビリティと日本企業の海外進出 - ビジネスと人権(8) 人権デューデリジェンスの実践[その 3] - (渡邊純子))も参考になります。上記ニューズレターでは、Tier 2 以上のサプライヤー(直接契約関係のないビジネス上の関係先)における人権リスクをどのように特定し、情報を得るか、人権への負の影響を調査・特定し、対処し、その後の改善状況をモニタリングして報告するプロセスを効果的に実現するか、情報収集時点で求められるインディケーター(KPI)の設定方法等について解説されています。

ダーへの影響を十分に考慮・検討した上で、合併事業を解消する。

- ✓ 紛争等の影響を受ける地域において現地企業と共同で情報サービスを提供していたところ、紛争等の当事者が現地企業に対して、その事業によって得られた情報の提供を強制したことを受け、強化された人権 DD を実施し、自社の事業における人権への負の影響について改めて評価を行う。

紛争等の影響を受ける地域でのビジネスにおける人権 DD の強化の手法に関しては、本ガイドライン脚注 71 で指摘されている国連開発計画(UNDP)の「[紛争等の影響を受ける地域でのビジネスにおける人権デュー・ディリジェンスの強化 手引書](#)」が参考になります。本手引書では、人権 DD の強化を必要とする複雑な状況の多くは、ある程度の準備期間もなく発生する単発の出来事又は突発的な出来事ではなく、企業は武力紛争や大規模な暴力行為の「警告サイン」を早期に認識し、これによって人権デュー・ディリジェンスの強化を取り入れるべきとされています。この「警告サイン」には以下のようなものがあり、人権デュー・ディリジェンスの強化を採り入れる際の指針となります⁷。本手引書では、各国が講じる制裁措置は、企業が人権 DD を強化する際に役立つ指標ではあるものの、一方的制裁措置は主に政治的又は外交的な理由により発動されるツールであり、人権 DD にとって代わるものではないことが指摘されている点にも留意が必要です⁸。

- ✓ 非国家集団による、特に軍事装備品をはじめとした武器の収集
- ✓ 非常事態法の発令、臨時の安全措置、極めて重要な国家機関の業務停止または国家機関への妨害など、政権構造の弱体化または不在化、特に弱者やマイノリティグループの排除につながる場合
- ✓ 国際人権法および／または国際人道法に対する重大な違反の記録
- ✓ 特定の団体や個人を標的とした扇動的な発言やヘイトスピーチの増加
- ✓ 市民軍や準軍事組織の新兵募集、公の場への出現やその他の活動の兆し
- ✓ 国家安全機構の強化または特定の団体に対する動員
- ✓ 通信チャンネルの厳しい取り締まりまたは禁止。具体的には、メディアのコントロールと事実の歪曲、検閲、プロパガンダ、誤った情報、信頼できる客観的情報へのアクセス欠如、事実に基づく独立系メディア(テレビとラジオ)の欠如、インターネットやウェブサイトの遮断など
- ✓ 非政府組織、国際組織、メディア、その他の関連主体の排除または禁止
- ✓ 対立当局または敵対する当局に標的にされる個人が集まるグループと、そのメンバーの家族とコミュニティ
- ✓ 人々が自己に対して行われる暴力行為から守られていない状況
- ✓ 恐怖と暴力のため、人々が基本的ニーズを満たすことができていない状況
- ✓ 避難民の存在(国内避難民を含む)

3. おわりに

企業が関与している、又は、関与し得る人権への負の影響を特定し、評価することは、人権 DD の第一歩ですが、その過程においては、企業が関わり得るステークホルダーや人権の範囲の膨大さから、どのように負の影響を特定するか、どのような手段で特定するかに関し悩みが生じる場面もあるかもしれませんし、実際法制化が進んでいる欧州においても同様の悩みが聞かれます。対応範囲の広範さに圧倒され、SAQ(自己評価アンケート)の送付や単発での監査対応など表層的な対応に終始してしまう事例も見られます。本ガイドライン記載のとおり、負の影響の特定・評価においては、**企業は潜在的に負の影響を受けるステークホルダーと直接対話することに努めるべきであり、そのような対話が可能ではない状況においては、信頼できる独立した専門家との対話等、適切な代替策を考えるべきです。**負の影響を受けるステークホルダーやそれらの声を代表する機関(労働組合や NGO 等)との対話(エンゲージメント)を採り入れつつ、事業活動において考えられる人権への負の影響を理解し、深刻さを主たる基準としつつ、自社の優先課題を見極め、適切な優先順位付けを行った上で、上記ステークホルダーやそれらを代表する機関等との対話を重ねながら、より詳細な負の影響の特定・評価を行いつつ、自社の活動に伴う負の影響に対処していくことが求められます。

⁷ 国連開発計画(UNDP)の「[紛争等の影響を受ける地域でのビジネスにおける人権デュー・ディリジェンスの強化 手引書](#)」21 頁

⁸ 国連開発計画(UNDP)の「[紛争等の影響を受ける地域でのビジネスにおける人権デュー・ディリジェンスの強化 手引書](#)」21 頁

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 